

令和 8 年 度

東京都予算編成に
対する要望事項

東京都市長会厚生部会

目 次

重点要望事項

1	子どもの医療費助成制度の拡充	1
2	公立病院に対する補助制度の充実	2
3	医師及び看護師等医療従事者確保のための施策の充実	3
4	子育て環境の充実	4
5	認可保育所及び認可外保育施設に対する補助制度等の充実	6
6	学童クラブ等に対する補助制度等の充実	7
7	第10期介護保険事業計画策定に向けた対応	9
8	介護保険制度に係る市町村への財政支援策の充実	10
9	介護保険制度に係る市町村への各種支援策の充実	11
10	高齢者保健福祉に係る各種施策の充実	12
11	障害者福祉施策の安定的な運営に向けた支援	13
12	持続可能な医療保険制度の構築に向けた対応	14
13	国民健康保険制度における国の公費負担割合拡大	16
14	予防接種等における支援の確立	17
15	保健医療政策区市町村包括補助事業の充実	18
16	5歳児健康診査実施に向けた支援	19
17	安全・安心な都市の実現に向けた取組に対する支援措置の充実	20
18	特別支援教育推進に向けた支援	21

一般要望事項

1	障害福祉サービスの質の向上と体制強化	22
2	難病者・精神障害者への施策の充実	23
3	生活保護制度における夏季支援策の充実	24
4	生活困窮者等に対する支援策の充実	25
5	後期高齢者医療制度の安定的な運営に向けた財政支援等	26
6	特定健康診査・特定保健指導事業への財政措置等	28
7	私立幼稚園等に対する支援の充実	29

要望先局別一覧

重点要望

局	番号	要 望 事 項	共管 部会	頁	複数局 要望
子供政策連携 室	1	子どもの医療費助成制度の拡充		1	○
	4	子育て環境の充実		4	○
	5	認可保育所及び認可外保育施設に対する補助制度等の充実		6	○
	6	学童クラブ等に対する補助制度等の充実		7	○
	18	特別支援教育推進に向けた支援	総文	21	○
福祉局	1	子どもの医療費助成制度の拡充		1	○
	4	子育て環境の充実		4	○
	5	認可保育所及び認可外保育施設に対する補助制度等の充実		6	○
	6	学童クラブ等に対する補助制度等の充実		7	○
	7	第10期介護保険事業計画策定に向けた対応		9	
	8	介護保険制度に係る市町村への財政支援策の充実		10	
	9	介護保険制度に係る市町村への各種支援策の充実		11	
	10	高齢者保健福祉に係る各種施策の充実		12	
	11	障害者福祉施策の安定的な運営に向けた支援		13	
	16	5歳児健康診査実施に向けた支援		19	
17	安全・安心な都市の実現に向けた取組に対する支援措置の充実	総文	20	○	
保健医療局	2	公立病院に対する補助制度の充実	総文	2	○
	3	医師及び看護師等医療従事者確保のための施策の充実		3	
	12	持続可能な医療保険制度の構築に向けた対応		14	
	13	国民健康保険制度における国の公費負担割合拡大		16	
	14	予防接種等における支援の確立		17	
	15	保健医療政策区市町村包括補助事業の充実		18	

要望先局別一覧

一般要望

局	番号	要 望 事 項	共管 部会	頁	複数局 要望
子供政策連携 室	7	私立幼稚園等に対する支援の充実	総文	29	○
福祉局	1	障害福祉サービスの質の向上と体制強化		22	
	2	難病者・精神障害者への施策の充実		23	○
	3	生活保護制度における夏季支援策の充実		24	
	4	生活困窮者等に対する支援策の充実		25	
保健医療局	2	難病者・精神障害者への施策の充実		23	○
	5	後期高齢者医療制度の安定的な運営に向けた財政支援等		26	
	6	特定健康診査・特定保健指導事業への財政措置等		28	

重 点 要 望

1 子どもの医療費助成制度の拡充

要望先 子供政策連携室、福祉局

高校生等医療費助成事業については、継続的に事業を進めていけるよう、都の支援を前提に、令和8年度以降の本則移行を了承しているが、少子化・人口減少対策の推進が求められているなか、市の財政状況にかかわらず、子育て世代の経済負担を軽減させ、全ての子どもが必要な医療サービスを公平に受けることができるよう、子育て支援施策として以下の対策を講じること。

(1) 子どもの医療費助成における一部負担金の撤廃

子どもの医療費助成については、各市の財政状況により自己負担の取扱いに格差が生じている状況である。広域自治体である都が積極的に格差是正のために、一部負担金を撤廃すること。

(2) 子ども医療費助成制度の創設に向けた国への働きかけ等

0歳児から18歳までを対象に、必要な医療について費用負担を伴わず提供を受けることを可能とする、新たな子ども医療費助成制度を創設するよう国へ働きかけること。その際、国・都・市の役割を明確にするとともに、人件費や事務費等も含めて、必要な経費は全額国庫負担とするよう働きかけること。

2 公立病院に対する補助制度の充実

要望先 総務局、保健医療局

多摩地域における公立病院は、二次医療を担う中核医療の役割を果たしており、地域医療の維持・充実においては相応の財政的負担が伴っている。有事の際における対応も含め、今後も持続可能な病院運営を行うために、病院間の役割分担の明確化・最適化をし、医師・看護師等の確保などの取組を進めていく必要性があることから、適切な地域医療提供体制を確保するため、以下の方策を講じること。

(1) 公立病院運営事業補助制度の充実

公立病院の地域での役割を踏まえ、人件費の増加や物価高騰による経営状況を適切に反映できるよう、市町村その他の関係機関等と検討を行い、病床基礎額の増額、地域の状況に応じた対策及び経営評価指数の適用緩和等、公立病院の運営費に対する補助制度の大幅な充実を図ること。

(2) 物価高騰等に対する財政支援等の実施

公立病院の安定した経営状況を維持するため、東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金を継続及び増額をするとともに、物価高騰で更新ができなくなっている医療機器の更新費についても支援対象に含める等、範囲を拡充すること。また、企業の賃金上昇に伴い増加する委託費負担を軽減する補助制度を創設するとともに、国に対し診療報酬に反映するよう働きかけること。

(3) 経営改善推進事業の要件緩和

令和7年度の地方財政対策として、国において病院事業債に経営改善推進事業が創設されたが、破産寸前の状況でなければ借入れができない要件になっており、病院経営の早期立て直しが困難であるため、貸付対象等要件の緩和を国に対し要望をすること。

3 医師及び看護師等医療従事者確保のための施策の充実

要望先 保健医療局

公立病院の安定した医療体制の確立を可能とするため、医療従事者確保及びその働き方改革の推進に向け、以下の方策を講じること。

(1) 産科・小児科・麻酔科等の医師の確保及び育成

多摩地域は地理的要因により医師の確保が難しいことから、多摩地域の公立病院における内科・産科・小児科・麻酔科・心臓血管外科・救急科等の医師確保策や育成事業等を講じること。

(2) 東京都地域医療支援ドクター事業の改善と医師派遣の協力体制の構築

東京都地域医療支援ドクター事業について、派遣される医師が実績としては単年の在籍が多いことから、支援勤務期間を複数年同一病院に在籍することや、派遣医師の増員、派遣対象診療科目に特に医師が不足する麻酔科等を追加することなどの改善策を講じること。また、地方独立行政法人東京都立病院機構からの医師派遣を都の支援事業として検討すること。

4 子育て環境の充実

要望先 子供政策連携室、福祉局

子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しているなかで、子育て環境の充実のために市町村が地域の実情に応じて実施する各種施策について、法や制度の改正に伴い事務や財政的負担が増加している。円滑な施策実施のため、国への働きかけや財政措置等、都においても積極的な支援策を講じること。

(1) 子ども・子育て支援制度推進のための支援

子ども・子育て支援制度について、市町村の財政運営に支障を来さないよう、国の責任において確実な財源を保障するとともに、市町村及び事業者の負担軽減を図るべく、事務の簡素化をするよう国へ働きかけること。

(2) 交付金及び補助事業の拡充

子育て推進交付金については、予算全体の増額をすること。また、子供家庭支援区市町村包括補助事業については、市の需要が多様化する保育ニーズ等に鑑み、算定基礎の見直しを行うとともに、引き続き予算全体の増額や補助率の引上げなど、財政措置の拡充を図ること。

(3) 東京都母子及び父子福祉資金・女性福祉資金貸付事業事務費交付金の見直し

東京都母子及び父子福祉資金・女性福祉資金貸付事業の事務に係る事務費交付金における単価について、令和6年11月に見直しがあったところではあるが、人件費及び物件費相当分に対し、乖離して低額なため、実情の償還回数や電算システムの導入及び改修経費を勘案した単価となるよう、実施した調査を踏まえて見直しを図ること。

(4) 相談支援体制の整備に関する補助

こども家庭センター事業については、希望する市が同一施設による母子保健・児童福祉一体的相談支援体制を整備できるまで継続して財政支援を行うよう、国へ働きかけること。また、人材確保が困難な状況にあることから、都においては、専門性のある人材の確保のための財政措置等を講じること。

(5) 子ども食堂推進事業及びひとり親家庭等日常生活支援事業の拡充

子ども食堂推進事業の補助要件を緩和するとともに、物価高騰により事業の存続が厳しい状況に鑑み、標準型の補助率を拡充すること。また、ひとり親家庭等日常生活支援事業（ひとり親家庭ホームヘルプサービス）において、多児保育については、複数体制による支援制度の充実を図ること。

5 認可保育所及び認可外保育施設に対する補助制度等の充実

要望先 子供政策連携室、福祉局

子育て支援を進めるため、少子化対策の一層の推進・拡大を図り、次の事項について補助等の充実強化を図ること。

(1) 民間保育所環境改善等のための補助制度の拡充

都営住宅の使用許可を受けて設置している民間保育所に対しての改修費補助について、内装だけではなく、使用許可を受けている外装・外構部分についても補助対象とするよう国へ働きかけるとともに、都の待機児童解消区市町村支援事業においても補助対象とすること。また、建物賃借料補助事業について令和8年度以降も継続実施するとともに、開所後の年数制限を撤廃すること。

(2) 認可外保育施設を利用する保護者の負担軽減

認可外保育施設利用支援事業について、幼児教育・保育の無償化に伴い複雑化した制度を簡素化するとともに、全ての認可外保育施設利用者が安定的に保育所を活用できるよう、利用者支援の補助を継続すること。

(3) 認証保育所事業の加算項目の拡充

近年の保護者のニーズを踏まえた保育サービスの提供ができるよう、加算項目の設定等については柔軟に対応すること。

(4) 保育士確保施策の更なる強化・拡充

増加する障害児保育への対応のため、保育士加配に対する支援策を継続すること。また、宿舍借上げ支援について恒久化を国へ働きかけるとともに、都単独事業についてもこれまでの補助水準を継続すること。

(5) 保育所等が園舎の改築等を行う際の定員減に対する財政的支援

これまで国・都・市において待機児童対策を進めてきたが、少子化が進み、保育所等に空きがある地域もある。そのため、過疎市町村ではない自治体が地域の需給バランスを踏まえ定員減を伴う改築整備を行う場合も補助のかさ上げの対象とすることを国へ働きかけること。都も、運営費の差額補填をするなど、負担を軽減する制度を創設すること。

6 学童クラブ等に対する補助制度等の充実

要望先 子供政策連携室、福祉局

学童クラブには、対象学年の拡大、開所時間の延長、待機児童の解消及び障害児の受入れ等、様々な対応が求められている。今後もますます学童クラブのニーズが高まるなか、併せて学童保育の環境改善も求められ、各市の継続的な財政及び事務負担が大きくなっていることから、次の方策を講じること。

(1) 都認証学童クラブ事業実施に伴う都型学童クラブ事業の経過措置期間延長及び補助要件継続検討

都認証学童クラブ事業の実施に当たり、経過措置として「東京都認証学童クラブ移行支援事業」を設けているが、都型学童クラブ事業よりも高い運営基準が求められていることから、市町村の移行対応準備期間を考慮し、都型学童クラブ事業について十分な経過措置期間を設けること。また、市町村の今後の取組状況を踏まえて補助要件の継続的な検討を行うこと。

(2) 放課後児童健全育成事業の充実

放課後児童健全育成事業について、市町村における学童クラブ事業費の実態に合った額となるよう、補助基準額の見直しを国へ働きかけること。

(3) 施設整備等に対する財政支援の充実

小学校内の施設改修により学童クラブを開設する場合等、児童数の増加を伴わない既存施設の老朽化に伴う改修費、特に、子ども・子育て支援施設整備交付金の「大規模修繕等」において、対象経費の基準額の緩和等について国へ働きかけること。

(4) 障害児等の受入れに関する補助制度の充実

障害児の受入れは、障害認定された児童に加え、発達障害等の診断基準に満たないような障害児等、配慮を必要とする児童もいることから、上限を設けることなく、受入人数に応じたきめ細かい基準により、専門的知識を有する指導員の加配費用、タクシー等の利用料等障害児送迎費用及び受入環境整備費について、更なる補助制度の充実策を講じること。

(5) 学校施設の更なる活用に向けた財政支援の充実

学校施設を活用した放課後児童クラブの実施を促進するため、学校施設を利用する場合に、放課後児童支援員の人件費や消耗品・備品等購入費に対する補助制度を創設するよう国へ働きかけること。また、普通教室も含めた学校の更なる活用等、活用促進に向けたインセンティブ補助の創設等の取組を行うこと。

7 第10期介護保険事業計画策定に向けた対応

要望先 福祉局

都においては、第10期介護保険事業計画策定に係る国の検討状況等を踏まえ、市町村と調整し、国に対して積極的に働きかけを行うとともに、都独自の施策展開を図るほか、市町村が行う諸施策について、以下のように継続的に様々な支援策を講じること。

(1) 介護保険事業計画策定に向けた国との調整

介護報酬改定における適正な単価設定、低所得者保険料軽減負担金制度、介護サービス利用時の自己負担割合2割となる利用者の対象拡大、ケアマネジメント費の給付、軽度者の生活援助サービスに対する給付の他事業への移行など、第10期計画策定に向け、検討を続けることとなった内容については、保険者の意見が十分に反映されるよう国と調整すること。

(2) 介護人材確保策の充実

慢性的な介護職員不足解消のため、報酬の引上げ等介護人材確保策を講じるとともに、イメージアップ戦略、専門職の再就職支援、定着支援の充実を図ること。(主任)介護支援専門員について、引き続き確保策を講じるとともに、特定一般教育訓練給付金制度は、受講費用の全額補助を国へ働きかけること。また、事業所の方針により介護支援専門員法定研修受講料補助事業の対象外となる従事者に対しても、財政支援を講じること。

(3) 小規模介護施設及び訪問介護事業所への介護報酬の充実や地域密着型サービス等整備推進事業の支援

認知症対応型共同生活介護、小規模介護施設及び訪問介護事業所の運営事業者が安定的に運営を行うために、介護報酬を拡充すること。また、地域医療介護総合確保基金を財源とした地域密着型サービス等整備推進事業補助について、配分基礎単価を増額することに加え、老朽化に伴う改修費の補助など更なる支援策を策定することについて国へ働きかけること。

8 介護保険制度に係る市町村への財政支援策の充実

要望先 福祉局

介護保険事業の安定的な実施に向けて、国に対し十分な財源確保を求めるとともに、都としても独自の財政支援を行うよう、以下の支援策を講じること。

(1) 財政調整交付金における法定負担分の全額交付

財政調整交付金については、介護保険事業財政の安定的な運営を確保するため、国の法定分の全額を各市町村へ確実に交付し、市町村の介護保険料の不均衡の解消分については大都市の実態に応じた交付となるよう国へ働きかけること。

(2) 地域支援事業を円滑に実施及び運営するための財源確保

地域包括支援センターの業務は高齢化の進展に伴う量の増加への対応と医療・介護連携や認知症対応等に質の向上が必要であるため、センターの機能強化に向け一層の財源充実を図ること。また、一般介護予防事業等の拡充も含め地域支援事業交付金の上限撤廃を要望するとともに、地域支援事業の円滑な実施及び運営のために十分な財源を確保するよう引き続き積極的に国へ働きかけること。

(3) 保険者機能強化推進交付金等の財源の確保

保険者機能強化推進交付金保険料算定で交付金を見込む自治体もあるため、本交付金の計画期間中の予算額減額及び評価指標変更を行わないこと。また評価実施に係る事務簡素化と事務費等を措置するとともに、結果分析等についても支援策を講じることが国へ働きかけること。

(4) 認知症対応型共同生活介護における負担軽減措置に対する財政支援

市町村が行う認知症対応型共同生活介護における低所得者の食費・居住費についての負担軽減措置に対して財政措置を講じるよう、引き続き国へ働きかけること。

(5) 物価高騰に対する介護サービス事業所への財政支援

物価高騰により、介護サービス事業所の運営は非常に逼迫している状況が続いており、高齢者を支え、地域の受皿となるべき事業所が経営難に陥ることのないよう、介護サービス事業所へ引き続き財政支援を実施すること。

9 介護保険制度に係る市町村への各種支援策の充実

要望先 福祉局

高齢化が一層進む状況を踏まえ、山積する介護保険制度の課題の解決に向けて、都は市町村の状況を鑑み、国に対して積極的に働きかけを行うとともに、都独自の施策展開を図るよう、以下の支援策を講じること。

(1) 住所地特例制度及び被保険者の範囲の見直しに当たっての保険者意見の反映

介護保険の住所地特例制度適用外となっている障害者施設について、入所者が65歳に到達して介護保険被保険者になるときは、施設が所在する市町村が保険者となるため、障害者施設の多い自治体は財政的負担が集中し、自治体間で不公平な状態となっている。これらの施設については、住所地特例制度を見直す等、保険者の意見を十分反映するよう国へ働きかけること。

(2) 低所得者対策の抜本的な検討と利用者負担軽減措置等の見直し

低所得者対策は、事業所や市町村の負担が制度利用の拡大の障壁となっていることを踏まえ、制度の抜本的な検討と見直しを行い、事業所や市町村の負担の少ない利用者負担の軽減措置の施策を実施するよう国へ働きかけること。

(3) 保険者業務（認定調査・審査）や包括業務DX化支援の充実

人材確保が困難な介護現場において事務の効率化が課題となっているなか、認定調査や包括支援センターの窓口・相談業務などのDX化を推進するため、導入費用の促進に係る補助金を創設する等の対策を講じること。

10 高齢者保健福祉に係る各種施策の充実

要望先 福祉局

各種高齢者保健福祉施策の充実を図るため、次の方策を講じること。

(1) 高齢者の聞こえのコミュニケーション支援事業の拡充

高齢者の聞こえのコミュニケーション支援事業について、補聴器の継続使用は認知症予防に効果があるとされているが、高額な費用が負担となっているため、「適正な補聴器支給に係る経費」に対する補助率を引き上げること。

(2) おむつ等の給付事業に係る財政支援

市が実施するおむつ等の給付事業については、国からの補助の有無にかかわらず、在宅介護者の増加等から市の単独事業として多くの市が実施をしている。国の地域支援事業実施以前より各市が実施をしてきた経緯と在宅介護を行う都民負担の軽減を鑑み、都において財政支援を講じられたい。また、第9期介護保険事業計画以降も例外的な激変緩和措置を継続するよう国に働きかけること。

11 障害者福祉施策の安定的な運営に向けた支援

要望先 福祉局

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）や児童福祉法に基づく障害福祉施策を実施するに当たり、市の役割と財政負担が年々大きくなっている。市の障害者福祉施策の安定的な運営が図られ、障害の程度に関わらず必要なサービスが提供されるよう、以下のとおり必要な支援を図ること。

（１）地域生活支援事業における財政措置

地域生活支援事業においては、自治体の事業負担割合が1/4を超えている実情があり、国の必須事業への更なる支援を図るとの考え方から、必須事業における超過負担を生じない財源の確保と、障害福祉サービス利用者等の増加や施策の拡充に対応した確実な予算措置、各事業における補助上限の撤廃を、引き続き国に対して働きかけること。

（２）医療的ケアを必要とする重度の障害者（児）への支援の拡充

医療的ケアを必要とする障害者（児）について、多摩地域では短期入所や通所で利用できる施設が少なく、民間事業者が参入しづらい状況にあるため、都において率先して事業所の整備を行うこと。

（３）相談支援事業者の人材確保の支援や報酬体系の見直し

地域における障害者の各種相談支援体制を強化するため、相談支援事業者が専門員を安定的に配置できる仕組みに改めるよう、人材確保の支援や適正な報酬体系の見直しについて、引き続き国へ働きかけること。

（４）「地域生活支援拠点等」の整備等

「地域生活支援拠点等」の整備等は急務を要していることから、市に財政的負担が一定以上生じないように、必要な財源措置等について引き続き国へ働きかけること。

（５）多摩地域における発達障害者支援センターの開設

多摩地域において、特別支援学級の児童数が年々増加しており、相談件数の増加も見込まれている。発達障害はその障害特性により長距離移動の困難性への配慮が必要なことから、区部だけではなく多摩地域においても発達障害者支援センターを早期に開設し、対象者に対する都の取組を推進すること。

12 持続可能な医療保険制度の構築に向けた対応

要望先 保健医療局

国保財政は依然として厳しい状況にあり、一人当たり医療費は増加傾向が続いている。国では社会保険の適用拡大に向けて令和9年10月からの企業規模要件の段階的な見直しに向けた議論を進めていることから、国保財政は更に厳しくなることが見込まれる。

国保の共同保険者であり、財政運営の責任主体である都は、次の措置を講じること。

(1) 医療保険制度の一本化の早期実現

国民皆保険制度の中核をなす国民健康保険の構造的課題を解決し、各種医療保険制度の負担と給付の公平化を推進するため、医療保険制度の一本化の早期実現に向けて、都は、市の意見を踏まえ、現状に鑑みるよう、国に対して働きかけること。

(2) 保険料水準の統一に向けた財政支援策の構築

「保険料水準統一加速化プラン」を受けた取組を進めるに当たっては、急激な保険料（税）率の上昇が見込まれることから、激変緩和措置等の財政支援策を講じるよう国へ働きかけること。

(3) 制度の安定的な運営

各市の保険料（税）率の見直しや予算編成に支障が生じることのないよう、国民健康保険事業費納付金や標準保険料率等の算定に必要な係数等を示す時期が年々遅くなっているため、早期に提示するよう、国へ働きかけること。

(4) 被保険者証の廃止とマイナ保険証への対応

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る法施行までに発行された被保険者証は令和7年度以降に有効期限を迎えるため、各市では資格確認書等の一斉交付など業務量の増大が想定される。資格確認書等の一斉交付や純増となった日次処理及び月次処理に係る郵送料、封入委託料、人件費及び制度の周知広報に係る費用などに対する財政支援、情報提供を国へ働きかけること。

(5) 子ども・子育て支援金制度による支援金の徴収事務への財政支援

被保険者等から保険料と合わせて支援金を徴収することが示されているが、市の事務や財政に対する影響が不透明なため、実施に当たっては、情報を迅速に明示することや、市の意見聴取等により事務負担を軽減するよう努めるとともに、新たな財政負担が市に生じないよう国へ働きかけること。

13 国民健康保険制度における国の公費負担割合拡大

要望先 保健医療局

国保にあつては、中高年齢の被保険者が多いことなどから医療費の増加を招く一方、年金生活者や失業者などの低所得者が多く、非正規労働者においては社会保険の適用拡大によって国保から脱退していることから、保険料（税）収入が減少の一途を辿っており、一般会計からの多額の繰入金等に頼らざるを得ないなど、厳しい運営を余儀なくされている。

については、次の措置を講じること。

（１）適切な負担割合への引上げ及び財政支援の確実な実施

現行の国庫負担割合の引上げ及び国保制度の安定化に不可欠な財政支援の確実な実行とともに、更なる低所得者対策の実施や保険者努力支援制度の減点項目を含む評価指標について、実情にあった見直しを行うよう国へ働きかけること。

（２）子育て世代の負担軽減策の充実

子育て世代の負担軽減策として、令和４年度から施行された子どもに係る均等割額の軽減措置の充実及び対象範囲の拡大を早期に実現すること。また、少子化対策として、令和８年度から正常分娩の出産費用について保険適用とする方針が掲げられているが、詳細については早急に情報提供するよう国に対し要望すること。

14 予防接種等における支援の確立

要望先 保健医療局

感染症に対して集団防疫や疾病予防の観点から有効な対策である各種予防接種について、その実効性の向上のため、国に対し自治体への支援を強く働きかけるとともに、都においても市町村に対する財政支援の拡充等、希望者が時機を逸することなく接種を受けられる環境づくりに向け、適切な支援策を講じること。

(1) 定期予防接種に係る経費に対する支援方法の見直し

定期予防接種化されるワクチンの増加やワクチン価格の高止まり等により、市町村の財政基盤や個人の経済状況による接種機会の格差が生じることのないよう、既存の予防接種も含め、国の責任において財源を地方交付税によらずに全額保障する措置を講じることが国へ働きかけること。

15 保健医療政策区市町村包括補助事業の充実

要望先 保健医療局

保健・医療サービス事業を実施する市町村の実情に応じ、保健医療政策区市町村包括補助事業について引き続き充実強化及び柔軟な対応を図ること。

(1) 保健医療政策区市町村包括補助事業の充実

保健医療政策区市町村包括補助事業は、市区町村が地域の実情に応じた創意工夫による保健・医療サービス事業を展開していることに鑑み、採択時等においては市の意見を踏まえて柔軟な対応をとるとともに、引き続き事業の充実強化を図ること。

(2) 保健医療政策区市町村包括補助事業における初期救急事業の補助対象にかかる条件の緩和

医療スタッフの不足状況に照らし、初期救急事業「休日急病診療事業・休日歯科応急診療事業」の補助条件である医療スタッフの配置基準を廃止もしくは緩和すること。また、市が行う平日夜間、準夜間診療についても、補助対象事業に加えること。

16 5歳児健康診査実施に向けた支援

要望先 福祉局

5歳児は、言語理解力や社会性の高まり、発達障害が認知される時期であり、子どもの個々の発達の特性を早期に把握する5歳児健康診査の実施は重要である。子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を実施するため、国との情報共有を図るとともに、全ての子どもが平等に健康診査を受けられる体制の構築を支援されたい。

(1) 5歳児健康診査に向けた支援

5歳児健診の実施に当たっては、対応できる医療機関の明確化や専門的に診られる医師が必要であるが、市単独では十分な確保が困難であることから、都においては体制の整備ができるよう、広域的な視点から、必要となる対応について情報共有を図りながら市の取組を支援すること。

17 安全・安心な都市の実現に向けた取組に対する支援措置の充実

要望先 生活文化局、都民安全総合対策本部、福祉局、警視庁

市町村においては、児童・生徒や女性・高齢者を狙った事件や闇バイトを実行役とする強盗事件等の発生の状況を受けて、安全で安心して暮らせるまちを実現するため、犯罪防止施策や市民の防犯活動が活発化している。これらの施策や市民活動に対し、以下の方策を講じること。

(1) 警察による治安対策の強化

近年、多摩地域においても凶悪犯罪が発生しており、住民生活が脅かされていることから、治安状況が悪化しないよう、交番等の設置をはじめとする適切な対応を図ること。

(2) 地域の防犯力向上に向けた支援の充実

地域における防犯力の維持向上に向けた支援の充実を図るため、小学校通学路等に設置している防犯カメラを対象とした地域の安全確保に向けた防犯設備区市町村補助金について、維持管理や更新に係る撤去費用を含めた対象の拡充を行うこと。

東京都防犯機器等購入緊急補助事業について、防犯機器等の購入及び設置に係る経費に対する都補助限度額を維持するとともに、補助対象等を拡充すること。

(3) 特殊詐欺への対策強化

近年の特殊詐欺の手口の多様化や被害額の増加に鑑み、防犯機器の普及やバスへのラッピング、ステッカー等による啓発など、都や警視庁に協力を求められている被害防止に向けた市町村の取組を支援するために、補助制度を創設すること。

(4) DV対策の市町村への支援の充実

複雑化している相談業務に対応する市町村への技術的・財政的支援を行うこと。再発防止に向けた「加害者プログラム」の実施が適切かつ効果的に推進されるよう、必要な法制度などを整えることを国へ一層働きかけること。短期宿泊支援、生活支援及び自立支援に関しては、都が実施する事業の受入枠の拡大や広域対応を行うとともに、市町村が広域的な対応を実施する場合の財政支援に取り組むこと。

18 特別支援教育推進に向けた支援

要望先 子供政策連携室、教育庁

都では特別支援学級や通級での指導を受けている児童生徒が過去5年間で2割以上増加するなど、特別支援教育のニーズがなお高まっている。特別支援教育をより一層充実させるためには、巡回指導に当たる教員等の配置、学校施設の改修等が必要となるが、地方財政措置以外の財政支援がなく、市町村の単独予算の負担は増大している。このため、次の方策を講じること。

(1) 専門家等配置に係る補助制度の拡充

市が発達障害、臨床心理等の専門家及び巡回指導等に当たる専門職員を雇用するための費用について、財政支援を図ること。また、令和3年度に開始した「発達障害教育支援員配置促進事業」について学校規模による補助要件や同時期配置による制限など、更なる要件の緩和を図ること。

(2) インクルーシブ教育システムの推進

「インクルーシブ教育システム推進事業」について、専門家等配置に係る補助制度を地方交付税によらない財政措置とするなどの拡充を行うよう国へ働きかけるとともに、都は「インクルーシブ教育支援員」配置に関する補助に留まらず、支援員確保に係る対策を講じること。

(3) 特別支援学級の介助員等の配置への財政措置

特別支援学級に在籍する児童生徒が過去5年間で2割以上増加している。特別支援学級の介助員等の配置に係る費用については、地方交付税により措置されているが、特別支援教育については、不交付団体も含めた全ての地方公共団体において対応が必要となることから、地方交付税ではなく、国庫補助による財政措置を講じるよう、国へ働きかけること。

(4) 特別支援教室への財政支援

特別支援教室に必要な教員の配置、教室の整備及び備品等の購入費用について、小集団指導や児童・生徒の入れ替わりなどに対応するための備品購入も含めた継続的な財政支援を図ること。

一 般 要 望

1 障害福祉サービスの質の向上と体制強化

要望先 福祉局

地域における各障害福祉サービスについては、体制の充実・強化による質の確保が求められている。

障害福祉サービスの充実を図るため、適切な運営のための指導の徹底、財政支援、研修内容の充実等、更なる支援を図ること。

(1) 都型放課後デイサービスの補助要件の緩和

都型放課後デイサービス事業補助金の要件の1つであるコア職員の配置が、昨今の人手不足により確保が困難な状況であるため、要件の緩和をすること。

2 難病者・精神障害者への施策の充実

要望先 福祉局、保健医療局

国や都では、指定難病の患者や精神障害者に対して医療費助成等を行っているが、更なる支援が必要なことが課題となっている。このため、難病患者に対して、中等度・軽度者も含めて総合的なサービス等の充実を図ること。また、精神障害者に対しては、東京都心身障害者福祉手当の対象とすること。

(1) 難病患者に対する支援の充実

都においては、難病の要件を満たすものについては重症度分類にかかわらず指定難病とするよう引き続き国へ要望するとともに、難病患者に対する障害福祉サービスの充実と、中等度及び軽度の患者に対する更なる支援の拡大を国へ働きかけること。

(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者に対する東京都心身障害者福祉手当の支給

都においては、平成31年1月1日から精神障害者保健福祉手帳1級所持者を心身障害者医療費助成制度の対象としたが、東京都心身障害者福祉手当については精神障害者保健福祉手帳の所持者を対象としていない。ついては、公平性を期すためにも障害の種別によらず、東京都心身障害者福祉手当の対象に精神障害者を含めるよう制度の拡充をすること。

(3) 児童通所支援における利用者負担の軽減

障害児通所支援でサービスを利用した場合の利用者負担上限額については、その階層が4,600円と37,200円しかなく差が大きすぎるため、階層を細分化するなどの改善を国へ働きかけること。

3 生活保護制度における夏季支援策の充実

要望先 福祉局

昨今の夏季の猛暑は身体生命にも危険を及ぼしているため、冷房器具は日常生活を送る上で必需品となっていることから、生活保護受給者の暑さ対策への支援が必要である。

このため、次の策を講じること。

(1) 支給要件の見直し

被保護世帯における冷房器具の購入経費については、平成30年4月1日以前から生活保護を受給している世帯に対しては支給が認められていないが、猛暑の続く昨今の夏においては、健康維持管理上必須となるため、支給を認めるよう、引き続き国に対し働きかけること。

(2) 夏季加算の支給

暖房費需要に対する冬期加算が支給されている一方で、冷房器具使用に係る経費に対しては現状何ら措置されていないことから、昨今の沸騰化している夏の暑さを踏まえ、新たに夏季加算を支給するとともに、支給に当たっては都市特有の気温の高温化など、冬期加算と同様に地域性を考慮するよう国へ働きかけること。

4 生活困窮者等に対する支援策の充実

要望先 福祉局

生活困窮者自立支援法施行後 10 年目を迎えるなかで、ひきこもり状態にある方や長期無業者など、より丁寧な支援を必要とする方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方が顕在化しており、一人ひとりの状況にきめ細かく対応する体制が必要となっている。

このため、次の策を講じること。

(1) 自治体の財政負担の軽減

生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金について、人件費高騰の影響を踏まえ、自治体に財政負担が生じないよう、負担率・補助率、各事業において設定されている国庫負担上限額を撤廃し、事業費の全額補助を国へ働きかけること。

(2) 被保護者自立促進事業の効果的な実施

被保護者世帯に対する被保護者自立促進事業の次世代育成支援における学習環境整備支援費等は、補助基準額の積算基礎となる補助指数が、世間相場と差があることにより、被保護者世帯の経済負担が生じているため、受験期に限らない年間を通じた学習支援の観点から、補助指数を更に引き上げること。

5 後期高齢者医療制度の安定的な運営に向けた財政支援等

要望先 保健医療局

後期高齢者医療制度の円滑かつ安定的な運営が図られるよう、国への働きかけや財政支援等について、以下の方策を講じること。

(1) 保険料率の改定に際しての国の財政支援

令和8・9年度の保険料率改定では、後期高齢者が人口に占める割合が増加するのに加え、出産・育児一時金の激変緩和措置の終了や、子ども・子育て支援金の導入等、保険料の増額要素が多くあるため、後期高齢者医療保険料の改定が被保険者への過重な負担となり不安や混乱を招くことにならないよう、国の公費負担を増額するよう強く働きかけること。

(2) 調整交付金における法定負担分の確実な交付

区域内の被保険者の負担を軽減するため、国の法定負担分である療養給付費については、全てを定率とし、各広域連合間での所得格差に対する調整は、大都市の実態に応じた交付となるよう引き続き国に対して提案要求すること。

(3) 住所地特例に係る市区町村間の財政負担不均衡の是正

現行法の下においても、広域連合等が条例を改正し、広域連合内の市区町村間の住所異動の場合にも異動前の住所地の市区町村が保険料を徴収する旨を定めることは可能との見解が国から示されたことから、住所地特例に係る法改正は実現可能性が低いことに鑑み、当該条例改正が、高齢者の医療の確保に関する法律の条例委任の範囲を超えるものではなく、高齢者の医療の確保に関する法律や地方財政法に抵触しないとする解釈通知の発出、モデル条例の提示等や住所地特例導入に伴うシステム構築等に対する財政支援を国に対して求めること。

(4) 特別徴収の見直し等に対する国への要請

後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の1/2を超過した場合や、年度途中での保険料額変更や他保険からの移行の場合にも、特別徴収を継続すること及び国民健康保険から後期高齢者医療保険料に切り替わる際、引き続き同一の振替口座から引き落とすことを可能とする制度改正を引き続き国に対して要望すること。

(5) 健康診査事業における財政支援

東京都後期高齢者医療広域連合における委託料単価を決める際には、国の単価基準を基にしているため、東京都後期高齢者医療広域連合の委託料単価が各市町村の実態に見合うものとなるよう、引き続き国に対して基準単価の見直し等の財政措置を要望すること。

6 特定健康診査・特定保健指導事業への財政措置等

要望先 保健医療局

超高齢社会において医療費が増大するなか、医療費の適正化を図るうえで特定健康診査・特定保健指導をはじめとした保健事業の果たす予防的役割の重要性が増していることから、特定健康診査・特定保健指導事業を円滑かつ安定的に実施することが必要不可欠である。

については、次の措置を講じること。

(1) 特定健康診査・特定保健指導について地域の実態に合わせた国負担分の増額

特定健康診査・特定保健指導の事業実施に係る費用については、低額な補助単価により、本来国と都が負担すべき金額が交付されていないため、補助基準単価及び補助基準内容を各保険者の実態に合わせて見直すなどの財政措置を国へ働きかけること。

(2) 特定健診等関連の事務経費の財政支援の国への働きかけ及び都独自の支援策の充実

国保事業の広域的な運営を行うなか、特定健康診査のシステム関係費用等の事務経費等に対する財政支援を講じるよう国へ働きかけるとともに、東京都国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金）における交付上限額を撤廃するなど、都独自の支援策の充実を図ること。

7 私立幼稚園等に対する支援の充実

要望先 子供政策連携室、生活文化局

地域社会全体で待機児童対策を進めるうえで、保育を必要とする児童の受皿としての機能を有し、長時間預かりをはじめとした各種保育施策にも対応できるよう、職員配置の見直しや職員研修体制確保が必要であるが、子ども・子育て支援制度への移行をしない幼稚園が多いこと、人材確保が十分でないことなど、様々な問題を抱えていることから、次の方策を講じること。

(1) 幼稚園に対する補助の拡充

施設型給付対象園に移行せず長時間の預かりを実施する幼稚園が3歳未満の児童を受け入れる際は、認定こども園の公定価格における同一の定員区分、年齢区分に相当する補助金を交付するよう国へ働きかけること。また、子どもの感染症や安全対策及び物価高騰対策に関する事業については、保育、教育施設に差をつけることなく、都において独自の補助を創設すること。

(2) 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助の拡充

私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助について、都の制度変更へ対応するためのシステム改修費・事務費が現行の事務費補助では不足することから、補助額の拡充を図ること。また、子どもの数によらない負担軽減を行うため、補助単価の多子区分の撤廃及び第1子及び第2子への補助の拡充を図ること。

さらに、入園料を全額補助対象にするなど、保護者負担の更なる軽減を図ること。加えて、幼稚園類似の幼児施設について令和8年度以降も継続して適用対象とすること。

(3) マネジメント研修に係る費用の補助

幼稚園教諭が、処遇改善等加算ⅡのA（中核リーダー）に該当するための要件である「研修受講要件に該当する研修」には、「都道府県又は市町村が実施する研修」が含まれている。多摩地域の幼稚園に勤務する教諭が、要件を満たすことができるように、都が研修を開催すること。若しくは、私立幼稚園協会等が開催する研修に係る費用について都が直接補助を実施すること。

(4) 長期休業中の一時預かりの無償化補助の拡充

私立幼稚園について、保育を必要とする児童の受皿とするため、長期休業中の一時預かり制度の無償化補助金の積算方法を見直すとともに、補助上限額 11,300 円を実態に即した額に引き上げることを国へ働きかけること。また、国が対応するまでの間は、都において上乘せ補助制度を創設すること。

(5) 私立幼稚園等における医療的ケア児対応への補助

私立幼稚園における医療的ケア児の受入れについて、医療的ケア児保育支援事業補助金と同等の水準での補助を実施するよう国へ働きかけること。また、国が対応するまでの間は、都において事業者負担を軽減するなど保育施設における受入れと同等の補助制度を構築し私立幼稚園に対して実施すること。

